

部分林買上げ に関する調査

特別委

部分林買上げに係る請願書

請願者 広野町部分林協議会 紹介議員 門馬 巧

請願趣旨（抜粋）

契約50年満期をむかえた私たち広野町部分林協議会は、ある契約団体において広野町公有地貸付ならびに部分林設定規則により公売すべきとの声がありました。

しかし、平成8年樹齢40年の籌平部分林買上げを前例に、本町の水源地保全、環境対策として保全すべきであり、仮に時代に逆らった部分林の処分をした場合、その後の地ごしらえ、植栽維持管理に1ヘクタール当たり134万4,400円が必要となり、330ヘクタールの契約面積から膨大な金額になります。

協議会としては、これまで大切に育てた先人のご労苦に感謝し、部分林を町民の財産として未来永ごう維持していただきたく、第三者機関による評価のもと、広野町による買上げを請願いたしますものであります。



広野町公有林野管理条例

（部分林）

第4条 部分林は収益を分取するものとして、その契約期間は50年以内として文書をもって契約する。ただし当該林の経営上契約者相互の協議により各戸の持分を定めて管理経営することができる。

第5条 部分林の分取率は人工林にあつては3町7民、天然造林にあつては5町5民とする。

広野町公有地貸付ならびに部分林設定規則

（収益分取率）

第9条 部分林の収益分取率は次のとおりとする。

- (1) 人工造林にあつては森林収益の7分を契約者に交付する。
- (2) 天然造林にあつては5分を契約者に交付する。

委員会設置

12月 定例会

平成19年12月定例会を12月11日から12日までの2日間の会期で開きました。
町長から町政全般についての経過報告が述べられるとともに、「広野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」をはじめ、一般会計・特別会計補正予算案など、提出された16の議案等を慎重に審議し、すべて原案のとおり可決しました。

また、今回の定例会では、「部分林買上げに係る請願書」の提出を受け、結果的に「部分林買上げに関する調査特別委員会」を設置し、今後の対応を協議することにしました。
なお、一般質問では6人の議員が、それぞれ町の対応や考えを問いました。

「部分林買上げに係る請願書」提出される

〜広野町部分林協議会が町に「部分林」の買上げを請願〜

平成19年9月27日に、広野町部分林協議会から、議長あてに「部分林買上げに係る請願書」が提出されました。

12月定例会の中で、議長と紹介議員を除く議員10人で「広野町部分林買上げに関する調査特別委員会」を設置し、これに付託して審議することになりました。

委員長に鈴木紀昭副議長、副委員長に渡辺久長議員がそれぞれ就任し、平成19年12月18日に第1回委員会を開催しました。



委員会であいさつする鈴木紀昭委員長